

二、療養の程度問題

イ、完全醫療を爲すこと

ロ、入院轉地の必要あるものは迅速にこれを許可する事。（現行法第四十三條の修正）

ハ、家庭に於ける養護を許す事。（現行法第四十四條の修正）

ニ、同一疾病に對する給付期間百八十日の制限を相當延長する事。（現行法第四十七條の修正）

ホ、傷病手當金を増額する事。（現行法第四十五條の修正）

ヘ、私病に於ける傷病手當金の支給始期を事由發生の翌日よりとする事。（現行法第四十五條但書の修正）

ト、分娩料及埋葬料を増額する事。（現行法第四十九條及第五十條の修正）

第五章 費用負擔

一、標準日給の算定を左の如くに改正すること。（現行法施行令第三條の修正）

イ、二、三級を削除し、四級七十錢を以て最低日給とする事。尙これによつて生ずる保険料總額に對する不足額分は政府及事業主に於て分擔すべし。

二、保険料の現行分擔率の修正（現行法第七十條及第七十二條の修正）

イ、健康保險法の實施により從來工場法に於て規定され居りし事業主の負擔額が質實的に輕減され居る事實に鑑み、現在健康保險法に於て事業主の負擔し居る總額を增加すべし。

ロ、労働者の健康を保護することは國家的乃至産業的に見て國家及社會の利益を増進する結果を招來する事に鑑み、政府は

事業主と同額の保険料を支出すべし。

第六章 保險審査機關

審議機關に労働組合代表者を參加せしむること（現行健康保險法施行令第百六條の修正）

実施運用方法に對する希望

イ、醫師の選擇及變更については被保險者の意志を尊重する事。（健康保險施行規則第四十七條の修正）

ロ、實費診療所、低料診療所等に屬する醫師については、日本醫師會に屬せざる場合と雖も或る一定數以上の被保險者より申請ありたるときは、これを保險醫として認可する事。（施行規則第四十五條の修正）

ハ、診療及入院等の場合に於て保險患者と一般患者との間に差別待遇を爲さざるやう保險醫の取り締りを嚴重にする事。（施行規則に新條を加ふる事）

ニ、保險醫は保險患者に對して實質以上に傷病を重く診察し、過當の手術費及治療費を要求する傾向あり。嚴重に取り締る事。

ホ、保險醫は保險患者の求めにより必ず處方箋を發行すべし。（施行規則第五十條の強化修正）

ヘ、事務簡捷を計り一切の手當金を傷病發生の日より十五日以内に支給する事。（健康保險法令第八十九條の修正）

ト、保險病院を六大都市に建設する事。

チ、前掲（ハ）（ニ）（ホ）に背反する行爲ありたるときは該保險醫に對し五百圓以下の罰金に處する旨の制裁規定を設くる事。

（施行規則第八十條の修正）